

# 延滞金・加算金

## 延滞金

税金を納期限までに納めないときにかかります。

### ● 現行の延滞金の割合

納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間	2.6%
納期限の翌日から1か月を経過した日の翌日以降の期間	8.9%

### 延滞金の率

①納期限の翌日から1か月を経過する日まで	平成11（1999）年12月31日まで	年7.3%
	平成12（2000）年1月1日から平成25（2013）年12月31日まで	特例基準割合（注1）
	平成26（2014）年1月1日から令和2（2020）年12月31日まで	特例基準割合（注2）+1%
②上記から納付の日まで	平成25（2013）年12月31日まで	年14.6%
	平成26（2014）年1月1日から令和2（2020）年12月31日まで	特例基準割合（注2）+7.3%
③徴収の猶予等又は納期限の延長	令和2（2020）年12月31日まで	特例基準割合（注1又は注2）
	令和3（2021）年1月1日から	平均貸付割合（注3）+0.5%

（注1）平成25（2013）年12月31日までの特例基準割合は、前年11月末における商業手形の基準割引率に4%を加えた割合をいいます。

（注2）平成26（2014）年1月1日以降の特例基準割合は、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。

（注3）各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として、各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合をいいます。

### ● 平成26（2014）年1月1日以降の延滞金の割合

#### 納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間

- ・ 平成26(2014)年1月1日から平成26(2014)年12月31日までは、年2.9%です。
- ・ 平成27(2015)年1月1日から平成28(2016)年12月31日までは、年2.8%です。
- ・ 平成29(2017)年1月1日から平成29(2017)年12月31日までは、年2.7%です。
- ・ 平成30(2018)年1月1日から令和2(2020)年12月31日までは、年2.6%です。

#### 納期限の翌日から1か月を経過した日以後の期間

- ・ 平成26(2014)年1月1日から平成26(2014)年12月31日までは、年9.2%です。
- ・ 平成27(2015)年1月1日から平成28(2016)年12月31日までは、年9.1%です。
- ・ 平成29(2017)年1月1日から平成29(2017)年12月31日までは、年9.0%です。
- ・ 平成30(2018)年1月1日から令和2(2020)年12月31日までは、年8.9%です。

### ● 平成25（2013）年12月31日以前の延滞金の割合

#### 納期限の翌日から1か月を経過する日まで

年7.3% [日歩2銭]（ただし、平成12（2000）年1月1日から平成25（2013）年12月31日までの期間の延滞金については、特例基準割合（注1）が7.3%の割合に満たない場合は、当該特例基準割合を適用します。）

- ・ 平成12(2000)年1月1日から平成13(2001)年12月31日までは、年4.5%です。
- ・ 平成14(2002)年1月1日から平成18(2006)年12月31日までは、年4.1%です。
- ・ 平成19(2007)年1月1日から平成19(2007)年12月31日までは、年4.4%です。

- ・ 平成20(2008)年1月1日から平成20(2008)年12月31日までは、年4.7%です。
- ・ 平成21(2009)年1月1日から平成21(2009)年12月31日までは、年4.5%です。
- ・ 平成22(2010)年1月1日から平成25(2013)年12月31日までは、年4.3%です。

**その後納税の日まで**

年14.6% [日歩4銭]

**加 算 金**

県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人の事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税環境性能割、軽油引取税についてかかるもので、次の3種類があります。

● 過少申告加算金

期限内に申告した場合で、その申告額が本来申告すべき額より少額のため、後日増額の申告をしたり、増額の更正を受けた場合にかかります。

納める額……………増差税額の $\frac{10}{100}$  (一部 $\frac{5}{100}$ を加重)

● 不申告加算金

期限後に申告した場合又は期限内に申告しなかった場合にかかります。

納める額

期限内に申告しなかった場合……………納める税額の $\frac{15}{100}$  (一部 $\frac{5}{100}$ を加重)

期限後に自発的に申告した場合……………納める税額の $\frac{5}{100}$

※ 期限から1月以内に自発的に申告した場合で、期限内に申告書を提出する意思があったと認められる一定の場合には、不申告加算金は徴収されません。

● 重加算金

二重帳簿などによって故意に税をまぬがれようとした場合にかかるもので、この場合には過少申告加算金、不申告加算金はかかりません。

納める額

期限内に申告をしている場合……………増差税額の $\frac{35}{100}$

期限内に申告をしていない場合……………増差税額の $\frac{40}{100}$

※ 過去5年以内に不申告又は仮装・隠蔽の事実に基づき不申告加算金又は重加算金を課された者が、再び不申告又は仮装・隠蔽の事実に基づき不申告加算金又は重加算金を課される場合、上記割合に $\frac{10}{100}$ が加算されます。